

特定非営利活動法人えどがわエコセンター多目的ルーム管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人えどがわエコセンター多目的ルーム(以下「多目的ルーム」という。)を会員に開放するにあたり、その管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の対象)

第2条 多目的ルームは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用の対象とする。

- (1) 特定非営利活動法人えどがわエコセンター(以下「エコセンター」という。)の正会員又は賛助会員が、活動のために使用する場合
- (2) その他、理事長が特に必要と認めた場合

(利用日及び利用時間)

第3条 多目的ルームの利用日は、日曜日・祝日及び理事長が定める日を除く日とし、利用時間(準備及び原状回復に要する時間を含む。)は午前9時から午後5時30分までのうち理事長の承認を受けた時間とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、開館日及び開館時間の範囲内で多目的ルームを利用することができる。

2 理事長が必要と認めるときは、同一団体又は同一個人の利用回数に制限を設けることができる。

(使用料)

第4条 多目的ルームの使用料は無料とする。

(利用申請及び受付)

第5条 多目的ルームを利用しようとする者は、多目的ルーム利用申請書(第1号様式)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の利用申請書の受付は、利用日の属する月の3箇月前の初日(休所日の場合はその翌日)からとする。

(利用承認)

第6条 理事長は、前条の申請を承認したときは、申請者に対して多目的ルーム利用承認書(第2号様式)を交付する。

(利用の不承認)

第7条 理事長は、多目的ルームの利用について次のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき
- (3) その他管理上支障があると認めるとき

(利用承認書の提示)

第8条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、多目的ルームの利用に際し、多目的ルーム利用承認書を提示しなければならない。

(利用承認取消願)

第9条 利用者がその利用の取消しをする場合は、多目的ルーム利用承認書を提示して、利用承認取消願（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(禁止行為)

第10条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 承認外の施設を利用すること。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (3) 無断で設備その他の現状を変更すること。
- (4) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の制限等)

第11条 理事長は、利用者が禁止行為に触れると認めるとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この要綱に定める利用対象に該当しないとき。
- (2) 災害その他の事故により、多目的ルームの利用ができないとき。
- (3) その他、理事長が必要と認めるとき。

(利用制限等の通知)

第12条 理事長は、前条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用制限等通知書（第4号様式）により、利用者に通知する。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、理事長が執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(事故の責任)

第15条 多目的ルーム利用中の事故の責任は、施設及び設備の管理上欠陥がある場合を除き原則として利用者等が負うものとする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、理事長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の手続)

第17条 利用者は、施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の届出を受けたときは、調査のうえ現物賠償又は賠償額を決定する。
- 3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに理事長に対して現物を賠償し、又は

賠償額を支払わなければならない。

(利用終了の連絡)

第18条 利用者は、利用が終わったときは直ちに事務局職員に連絡しなければならない。

(事務局職員の指示)

第19条 利用者は、その利用について事務局職員の指示を守らなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(経過処置)
- 2 この要綱の施行前の利用承認は、この要綱に定める手続きをもって承認したものとみなす。
- 3 この要綱は、平成25年7月9日から施行する。(一部改正)